

## 地方創生の推進に関する重点提言

地方創生の推進を確実なものとするため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

### 1. 地方版総合戦略の策定等

- (1) 地方版総合戦略の策定や地方創生に資する政策の立案などを円滑に進めるため、産業、経済、人口、社会インフラ等の分析に必要な情報提供の充実を図ること。  
また、専門的な分析ができるよう、都市自治体向けの職員研修の充実など、支援策を講じること。
- (2) 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な人口減少対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。
- (3) 施策の効果検証に当たっては、基準を全国一律とすることなく、地域の実情を十分に考慮すること。
- (4) 地方版総合戦略の策定、同戦略に基づく施策の実施等に当たっては、被災自治体や小規模自治体などの実情を十分に考慮し、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度の拡充など、地方自治体に対する切れ目ない支援を図ること。
- (5) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。  
特に、地方移住、企業の地方移転の効果等について、積極的な周知活動を展開すること。

### 2. 少子化対策

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (2) 少子化対策等の人口減少対策については、中長期的観点からの総合的な取組みが必要であることから、単年度ではなく継続的な支援を講じること。  
また、未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図ること。
- (3) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

(4) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、病児保育等、地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(5) 児童扶養手当について、第2子、第3子以降の加算額を引き上げること。

また、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

さらに、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。

(6) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものであることから、国の責任において制度化すること。

また、国民健康保険制度において、同事業を実施している市町村に対し、ペナルティーとして療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることとは、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を廃止すること。

(7) 子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険制度における子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設すること。

(8) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

(9) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

(10) 離職防止や復職支援等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を拡充すること。

(11) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (12) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。
- (13) 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大し、1回当たりの助成限度額を増額するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討し、必要な支援措置を講じること。  
また、不育症について、治療方法確立のための研究体制等の充実を図るとともに、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。
- (14) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。
- (15) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (16) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。
- (17) 高等職業訓練促進給付金等事業について、十分な財政措置を講じるとともに、制度の拡充を図ること。

### 3. 東京圏一極集中の是正

- (1) 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、多極分散型国土の形成を促進すること。
- (2) 政府関係機関の地方移転については、国が主体的に取り組み、早期に実施するとともに、都市自治体からの提案に対応するための相談窓口を設置すること。
- (3) 地方へのひとの流れを創り出すため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に必要な移住関連情報の充実、地域おこし協力隊への財政支援の改善などにより、U J Iターンを促進すること。
- (4) 企業の地方移転や地方拠点の拡大を促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置などの支援策を拡充するとともに、財政措置を講じること。  
また、国内産業の流出を防止するため、資金・人材の確保等実効性のある対策を講じること。
- (5) 地方採用枠を拡大する企業に対する支援の充実を図ること。
- (6) 地域の人材育成や産業振興等大きな役割を担っている地方大学等の高等教育機関について、地元就職の場合に返還義務を免除する奨学金制度を創設するなど、

当該機関がその役割を十分に果せるよう、多様な支援策を講じること。

- (7) 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図るとともに、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、多様な支援策を講じること。
- (8) 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。
- (9) 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ 100 万人時代の実現を目指し、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。
- (10) 豊かな自然環境の保全と再生を図り、将来に向けて継承していくため、持続性のある施策と十分な財政措置を講じること。

#### 4. 地域経済活性化

- (1) 地域経済の活性化を図るため、経済成長の更なる推進と経済の好循環を促進すること。

また、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

- (2) 企業の有する技術・能力や地域資源を活用した取組については、必要な支援策を講じること。
- (3) 技術継承や後継者育成などの課題を抱える伝統工芸品産業等については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう、人材育成を含む総合的な支援策を講じること。

また、新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者の起業に対し、支援策を拡充すること。

- (4) 安定的雇用の維持と地域経済の活性化を促すため、緊急雇用創出事業を継続・拡充するなど、雇用対策関連予算の充実を図ること。
- (5) 若者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体を実施する雇用・就業対策について財政支援を講じること。
- (6) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとと

もに、充実強化すること。

- (7) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための継続的な支援制度を構築すること。

- (8) 持続可能な力強い農業を育てるため、農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

- (9) 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政措置を充実すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。

- (10) 今般の農地制度改革において、農地転用許可権限を移譲することとされた「指定市町村」については、移譲を求める都市自治体が指定を受けることができる制度とすること。

- (11) 農業振興地域の指定・変更については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用ができるよう、改革を推進すること。

- (12) 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことにかんがみ、乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。

- (13) 林業経営の安定化のため、担い手の確保、育成事業を一層推進し、必要な財政措置を講じること。

- (14) 活力ある漁業・漁村づくりに向けて、各地の浜プラン策定を強力的に推進するとともに、経営体の育成・確保を推進するための取組・支援を充実強化すること。

- (15) コンパクトシティの形成等、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、地域商業の活性化に資する取組について支援措置を講じること。

- (16) 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

- (17) 観光振興・誘客に資する交通手段の確保及び観光案内標識の設置など、都市自

治体が取り組む観光振興施策については、総合的な支援を積極的に講じること。

(18) 外国人観光客の誘致を促進するため、海外への情報発信を行うとともに、外国人が安心・快適に旅行できるよう外国語表記の観光案内標識の設置をはじめとした環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など外国人観光客の受入れ体制を強化すること。

(19) 再生可能エネルギー等の導入促進や省エネルギー化の推進については、支援制度の拡充など施策を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。

## 5. 安心安全な暮らし

(1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。

また、医療・介護等関係機関の連携を促進するため、更なる支援策を講じること。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所及びICTを活用した広域的な情報共有システムの整備のための安定的な財政措置を講じること。

(3) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

(4) 現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、必要な対策を講じること。

(5) 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を生じないように、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、既に実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

(6) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けられることができるよう、制度の整備を図ること。

と。

(7) 公共施設の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却については、必要な地方財政措置を講じるとともに、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、引き続き都市自治体を支援すること。

(8) 道路・橋梁等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

(9) 地域活性化に資する「道の駅」の整備・活用については、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。

(10) 地域経済の活性化や一般道路の交通渋滞解消等のため、地域の実情に配慮した有料道路の割引制度を導入すること。

(11) 住民の安全を守る観点等から、管理放棄された空き家等の解体・除去事業に対する財政措置を充実するとともに、都市自治体が行う空き家等の有効活用に資する施策に対して積極的に支援すること。

(12) 地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保、機能強化及び利用促進を図るため、支援策の対象要件を緩和するなど必要な財政措置を講じること。

(13) 地方バス路線やコミュニティバス路線等が安定的に維持できるよう、地域公共交通確保維持改善事業の対象要件を緩和するなど支援体制を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

(14) 島しょ部の生活交通として欠かせない航路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。

(15) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設については、バリアフリー化を推進するため支援策を拡充すること。

(16) 地域鉄道の存続と安全性の向上を図るため、鉄道事業者や都市自治体が行う経営の健全化及び安全対策等の取組について、支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、第三セクターによる地域鉄道を安定的に維持するため、インフラの老朽化対策及び運行費について、財政措置を充実すること。

(17) LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に対する支援を充実強化すること。

(18) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度については、利用者負担の軽減

等を図る観点から、スクールバスや高齢者・子どもなどを対象とした福祉事業における市内送迎バス等の運賃・料金制度を見直すこと。

- (19) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標達成のため、各種施設等のバリアフリー化に伴う財政措置を充実すること。

## 6. 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた環境整備等

- (1) 気運醸成に資する全国的な取組みを実施するとともに、地域の活性化につながる財政措置を含めた支援を行うこと。

また、地域資源を最大限に活用した観光振興・国際交流を推進するとともに、訪日外国人の受入態勢の整備等に対する取組みを支援すること。

さらに、広域にわたる市町村と民間の連携によるインバウンド観光推進の取組みに対し、支援制度を創設すること。

- (2) 各地の製品・資材・産業技術等を活用し、中小企業の振興につながる取組みを実施すること。

- (3) 文化プログラムの実施について、全国的な展開を図るとともに、技術的・財政的な支援措置を講じること。

また、地方の文化を発信する機会となるよう、十分配慮すること。

- (4) 合宿誘致及び各種競技大会の地方開催を支援すること。

- (5) 日本文化を世界に向けて発信するための施設整備について、財政支援制度を創設すること。

## 7. 地方分権等の推進

- (1) 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

- (2) 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。



## 8. 地方創生を実現する財源確保

- (1) 地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。
- (2) 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を具現化し、地方創生を成果あるものとするため、平成 28 年度当初予算において、その内容や規模について、地方の意見等を十分に踏まえる形で、新型交付金を確実に創設すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能な、対象分野、対象経費の制約を排除した、自由度が高く継続的なものとし、新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。